

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	子ども・子育て支援法関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、子ども・子育て支援法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和8年7月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法関連事務
②事務の概要	当該事務は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法等関連法に則り、幼稚園や保育所等へ入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。また、申請者から窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能により、受理します。審査結果等について、窓口、郵送、及びマイナポータルのお知らせ機能で申請者に通知します。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①各種申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	Webrings、ADWORLD住民情報システム、中間サーバー、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
保育管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表の9の項及び127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども部保育課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-65-2110（直通）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども部保育課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-65-2110（直通）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーの取得にあたっては、本人から取得することの徹底や、住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること等の対策を実施しているため、十分であるといえる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈認証によって限定しており、人事異動などにより特定個人情報を扱わないこととなった場合は、基幹系システム管理者がアクセスできないように管理している。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスが無いことを確認していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月13日	I－1－②事務の概要	当該事務は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法等関連法に則り、幼稚園や保育所等へ	当該事務は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法等関連法に則り、幼稚園や保育所等へ	事前	
平成30年3月13日	I－1－②システムの名称	保育業務システム 団体内統合宛名システム	保育業務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事前	
平成31年4月1日	①部署	子ども課	保育課	事後	
平成31年4月1日	I－5-② 所属長の役職名	子ども課長 榑原 稔裕	保育課長	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	II-1 対象人数	2015/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	II-2 取扱者数	2015/4/1	2021/4/1	事後	
令和4年4月1日	II-1 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	II-2 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年4月1日	II-1 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年4月1日	II-2 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年4月1日	II-1 対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年4月1日	II-2 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年9月3日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	事後	
令和6年9月3日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	
令和7年8月11日	II-1 対象人数	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和7年8月11日	II-2 取扱者数	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和7年8月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年8月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保
令和7年8月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保
令和7年8月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		十分である	事後	
令和7年8月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈認証	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保
令和7年8月11日	I-1-③システム名称	総合福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	Webrings、ID連携サーバーシステム、中間サーバー、マイナポータル	事後	
令和8年6月5日	II-1 対象人数	2025/4/1	2026/4/1	事後	
令和8年6月5日	II-2 取扱者数	2025/4/1	2026/4/1	事後	
令和8年6月5日	I-1-③システム名称	Webrings、ID連携サーバーシステム、中間サーバー、マイナポータル	Webrings、ADWORLD住民情報システム、中間サーバー、申請管理システム	事後	